

第一章 総則

（目的）

第1条 この会は、中志津自治会の各区が平常時より連携して自主的な防災活動に取り組み、災害発生時には隣人が相互に助け合い危難に対処できる自主防災組織を築くことを目的とする。

（名称）

第2条 この会は中志津自治会防災会（以下「防災会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 この会の事務所は、中志津自治会センターに置く。

（組織）

第4条 この会の組織は、次のとおりとする。

- （1）中志津自治会の各区に防災会（以下「区防災会」という）を置く。
- （2）運営委員会の決議により常設の防災委員会を置く。
- （3）災害発生時には、中志津自治会センターに中志津自治会災害対策本部（以下「災害対策本部」という）を区防災会には区災害対策支部を置く。

（区防災会）

第5条 区防災会の会則は、別に定める。

（防災委員会）

第6条 防災委員会は、区防災会会則第5条および6条に定める各区防災会の事業の実施計画ならびに実施状況等について協議・調整を行い、自主防災活動の推進を図る。

- 2、防災委員会の委員長は、自治会長もしくは自治会長により指名された本部役員が担当する。
- 3、防災委員会は、区防災会会則第7条に定める各区の防災会役員から2名と自治会本部役員若干名で構成し、委員長が招集する。
- 4、防災委員会委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5、委員長は、防災委員会の協議内容およびその実施状況等については、適時に三役会ならびに運営委員会に報告する。

第2章 災害発生時の活動

(災害発生時の体制)

第7条 災害発生時には、自治会本部役員は災害対策本部に集合する。

- 2、災害対策本部長は、自治会長が兼務する。

なお、自治会長に事故あるときは本部役員が協議のうえ適任者を本部長に互選する。

(災害対策本部の任務)

第8条 行政・消防・警察等との情報連絡などは災害対策本部が一元的に行う。

- 2、区災害対策支部長と連携して各区の災害状況を把握し、必要な対策を決定、実施する。
- 3、中志津自治会区域内の避難所を調整・統括する。
- 4、自治会本部役員は、本部長の指示により災害対策本部の任務を分担して遂行する

付則 本会則は平成20年2月23日 制定・施行

平成11年9月11日制定の中志津防災連合会会則は廃止

内規（14）

中志津〇区防災会会則

第1章 総則

（目的）

第1条 この会は、中志津自治会防災会会則に従い、第4条に定める会員の隣人愛と相互扶助の精神に基づき、地震などの災害（以下「災害」という）時に、相互に助け合い、危難に対処するための、自主防災活動を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、中志津自治会〇区防災会（以下「区防災会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 この会の事務所は、区防災会の会長宅に置く。

（会員の構成）

第4条 この会の会員は、原則として中志津自治会〇区の自治会員をもって構成する。

（事業の実施）

第5条 この会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- （1）防災機材等の備蓄に関すること。
- （2）防災に関する知識の普及に関すること。
- （3）防災訓練の実施に関すること。
- （4）平常時の行政・消防・警察等との情報連絡に関すること。
- （5）その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

(事業の詳細)

第6条 前条の事業の主なものは、次のとおりとする。

(1) 防災機材等の備蓄に関すること。

ア、災害時に必要な機材を調達・配備する。

イ、防災会会長ほか、防災会役員であることを示すゼッケンを作成・保管する。

(2) 防災に関する知識の普及に関すること。

ア、区防災会の組織および避難場所を周知する。

イ、区災害対策支部の設置場所を周知する。

ウ、地震・火災発生時の対処方法について周知する。

エ、各家庭における防災上の留意事項について周知する。

オ、防災に関する広報活動を実施する。

パンフレットの配布、ポスターの掲示、講習会の実施、ビデオの活用

防災倉庫の確認、防火用貯水槽の確認など

カ、その他、目的を達成するために必要な事項。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

ア、炊き出し訓練に関すること。

イ、備蓄されている防災機材等を、1年に2回以上操作・点検を行うこと。

ウ、その他、目的を達成するために必要な事項。

(区防災会の役員)

第7条 この会に、防災会会長、防災会副会長および防災会班長を置く。

2、区防災会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(区防災会役員を選出)

第8条 防災会の役員は、次により選出する。

(1) 防災会会長は、区長が兼務する。

(2) 防災会副会長および防災会班長は、防災会会長が任命する。

(区防災会役員の仕事)

第9条 防災会会長は、会務を統括する。

2、防災会副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

3、防災会班長は、分担して情報収集、消火・救出救護、避難誘導、給食給水、防犯警護、設備建設等に関する訓練、情報の収集、知識の習得に努める。

なお、担務は防災会会長の指示による。

4、その他必要事項は、その都度、役員相互で協議決定する。

(顧問の委嘱)

第10条 防災活動の指導・助言を得るために消防等の職務経験者を区防災会の顧問に委嘱することができる。

2、顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第2章 災害発生時の活動

(災害発生時の体制)

第11条 災害発生時には、区の防災倉庫前に〇区災害対策支部を設置する。

2、〇区防災会の役員は、〇区災害対策支部（防災倉庫前）に集合する。

(災害対策支部役員の選任)

第12条 ○区災害対策支部の役員は、第8条により選出された防災会役員が兼務する。

2、○区災害対策支部長（以下「支部長」という）は、防災会会長が、○区災害対策副支部長（以下「副支部長」という）は、防災会副会長が兼務する。

なお、防災会会長・副会長に事故あるときは、集合した防災会役員の中から互選し、支部長、副支部長を選任する。

3、支部長は、○区災害対策支部（防災倉庫前）に集合した防災会役員に、第6条により作成・保管の所定のゼッケンを交付することにより、災害対策支部の役員（以下「支部役員」という）に任命する。

(災害対策支部役員の任務)

第13条 支部長は中志津○区全域を統括し、災害対策本部との連絡・連携に当たる。

なお、連絡員を任命し災害対策本部との連絡を担当させることが出来る。

2、副支部長は、○区災害対策支部の活動が円滑に推進されるように支部長を補佐する。

3、支部長の指示により、支部役員は分担して、中志津○区内の被害の発生状況会員の安否情報の収集を優先的に行う。

4、支部役員は、支部長の指示により、情報収集、消火・救出救護、避難誘導、給食給水、防犯警護、設備建設等を担務する。

また、担務の遂行状況、結果等については、支部長に報告する。

5、その他必要事項は、その都度、役員相互で協議して決定する。

付則 平成20年2月23日 制定・施行